

県庁屋外広告塔電子掲示板撤去等補修業務仕様書

1 業務目的

鳥取県庁敷地内の屋外広告塔（鉄骨造 高さ H=10.32m）の既設電光掲示板等を撤去・処分し、撤去跡部分に SUS パネル板の新設等補修を行い、屋外広告に利用できる外面に補修する。

2 業務場所

鳥取市東町一丁目 220 番地

3 業務期間

契約締結日から令和 4 年 12 月 19 日まで

4 業務内容（図面 A-1 及び建築参考図 1～3、電気設備参考図 1～4 参照）

(1) 既設電光掲示板等の撤去・処分

- ・電光表示板、制御盤類、配線・ケーブル類、換気扇等含む
なお撤去対象、範囲等は電気設備参考図を参照のこと。

(2) 電光掲示板撤去跡補修 SUS パネル板新設 1 面

- ・ステンレス t=1.5 (SUS304 ヘアライン仕上げ) 全体サイズ H8000×W1050
(8 分割 1 枚 H1000×W1050 を想定)

パネル補強アングル SUS304 2B L-30×30×3 タテ@300 と同等のもの

既設躯体への取付け（ビス止め）・パネル補強等一式

なおパネル詳細等は建築参考図を参照のこと。

- ・パネル端部、目地シーリング及び屋外広告塔内部の既設鉄骨劣化部ケレン錆止め塗装等含む

(3) その他（仮設業務、関連工事との調整等）

- ・上記の業務に伴い、仮囲い、外部足場、芝生部分復旧を見込んでいる。
- ・施設管理者（鳥取県総務部総務課）と協議の上、交通誘導員（延べ 4 人を想定）を配置することを想定しており、施設管理者等関係者と詳細を協議し対応すること。

5 一般事項

(1) 関係法令遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、本業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 受注者負担範囲

ア 本業務の実施に必要な労務、材料、工具、計測機械、仮設資材等は全て受注者の負担とする。
また本業務の実施に伴い既設部分を汚染、損傷した場合は受注者の負担とし、既成にならない補修等を速やかに実施すること。

イ 本業務の実施に伴い必要な官公署その他の手続、検査、試験並びにその費用は受注者の負担とする。

6 業務現場管理

(1) 業務管理

本業務を適正に完了させるため業務管理体制を確立し、品質、業務工程、安全等の業務管理を行う。

(2) 業務責任者

受注者は業務責任者を定め契約締結後速やかに発注者に届け出ること。

(3) 業務条件

ア 現地作業実施前に作業日程、作業内容、作業手順等の具体的な計画を記載した業務計画書を契約締結後速やかに発注者へ提出し承認を受けること。

イ 施設管理者（鳥取県庁総務部総務課）等関係機関と作業日程等を事前に調整し業務を実施すること。

ウ 業務記録として下記資料を業務完了後30日以内に発注者へ提出すること。

- ・使用材料報告
- ・業務状況写真（着手前、業務期間中、完成）
- ・完成図（建築図面 設備図面）

(4) 業務完了検査書類

受注者は契約に基づき、発注者の指定した者が行う本業務の検査を受けるときには次の書類を用意すること。

- ア 契約図書
- イ 業務計画書
- ウ 業務記録

(5) 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは30日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者が業務完了報告書を受理した日から10日以内に発注者の検査を受ける。

(6) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

7 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(3)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 委託料の支払

ア 受注者は6の(5)の検査の結果が合格と認められた通知を受領した後、委託料の請求書を発注者へ提出する。

イ 発注者は、アの規定による正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

(6) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

8 業務に伴う廃棄物の処理等

(1) 本業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は受注者の負担とする。

(2) 本業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は関連法令を遵守し、適切に廃棄すること。

なお、マニフェスト交付を経て適正に処理するとともに交付されたマニフェストの写しを発注者へ提出すること。

(3) 特別管理産業廃棄物は人体の健康や生活環境に被害を生じる恐れが高い為、その取扱い及び処理方法等を定めた法律等を遵守して適切に処理すること。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議の上で決定する。